

相続税-1 (相続人の範囲と相続分)

相続税とは、人の死亡にともなう財産の移転に課される税金を指す。
相続税の申告及び納税の期限は、被相続人の死亡を知った日の翌日から10ヵ月以内です。

相続人の範囲と相続分

配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の相続人の優先順位は、
子(第1順位)、被相続人の父母(第2順位)、被相続人の兄弟姉妹(第3順位)

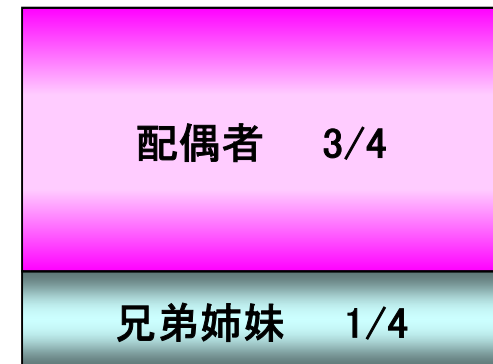
配偶者と子の場合



配偶者と父母の場合



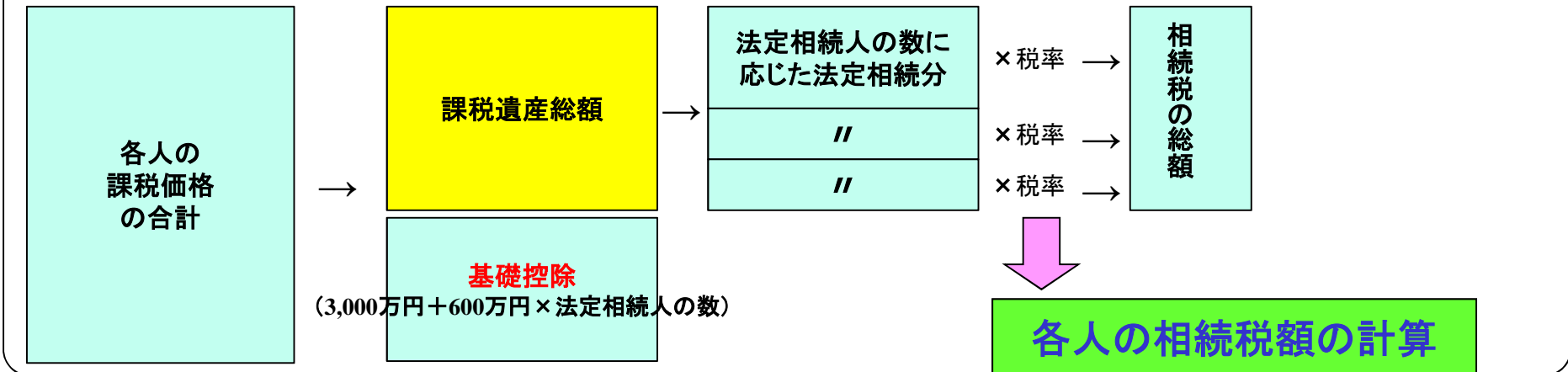
配偶者と兄弟姉妹の場合



- 子とは、実子、養子、認知されている非嫡出子、死亡したとき妻が妊娠していた場合の胎児も含まれます。
- 相続人には、相続を放棄した者や欠格、廃除の事由に該当した者は含まれない。
- 子、父母、兄弟姉妹は、相続分を人数分で均等割り。

相続税-2 (相続税額の計算)

相続税の計算



各人の相続税額の計算

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{各人の相続税額}$$

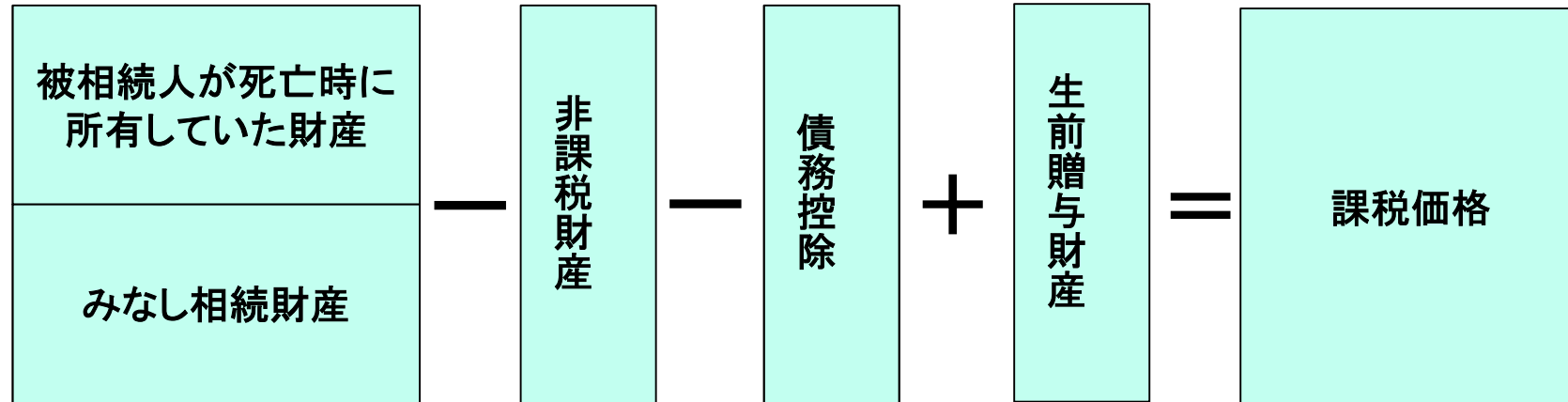
相続税額の2割加算

加算対象者...配偶者及び一親等の血族(代襲相続人を含む)以外の者
 加算額...各人の相続税額 × 20/100
 (ただし、その者の課税価格の70/100が上限)

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税-3 (課税価格の計算)

課税価格の計算



みなし相続財産

- ①生命保険金及び ②退職手当金
受取人が相続人の場合は、非課税の適用あり
<非課税限度額>
500万円 × 法定相続人の数
(相続人が複数のときは、上記金額を各取得保険金額で案分)
- ③生命保険契約に関する権利
■ (払込保険料 × 70/100 - 保険金額 × 2/100) × 被相続人が負担した保険料の額 / 相続開始の時までの払込保険料の総額

非課税財産

- ①墓地、仏壇、仏具など
- ②公益事業用財産
- ③心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- ④相続人が取得した生命保険金、退職手当金などのうち一定の金額
- ⑤相続税の申告期限までに国などに寄付した財産

債務控除

- ①債務
相続財産の購入に係るもの
税金、医療費、連帯債務、敷金
- ②葬式費用
仮・本葬式費用
お布施、戒名料
遺体の運搬費用、死体の搜索費用

生前贈与財産

相続開始前3年以内に贈与された財産
(贈与時の価格で加算)

相続税-4 (申告納付までの一巡)

相続税の申告・納付まで

